Weekly Network News
1999年(平成11年)1月11日創刊・毎週月曜日発行

発展を目指す企業家のための経営指南役

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

No. 672
平成24年 7月 9日（月曜日）

発行）株式会社ノースアイランド
東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人　事

ソーシャルメディア活用、50%
採用活動の活用率、急速に増す

FacebookやTwitter、ブログを総称してソーシャルメディア（以下、Ｓｏ－Ｍｄ）というが、この新しいメディアが、企業の新卒採用活動や中途採用活動に活用されるという割合が約50%に達していることが最近の調査で分かった。

ここ２～３年で急速に活用率が伸びた理由の一つに、企業側の採用活動にかける時間的制約、コスト削減がある。日本経団連の採用活動自粛通知で、学生と企業双方に心理的な焦りが生じ、それがＳｏ-Md活用にも拍車をかけている。

調査した（株）garbs（ガーブス）は注目ポイントを要約した。▽「人材採用と相性の良いＳｏ－Ｍｄ」はFacebookが圧勝。Twitterよりもブログが高評価▽50%以上の担当者が、応募者のＳｏ－Ｍｄアカウントのチェック経験あり▽約１割の担当者が、アカウントをチェックした結果、不採用にした経験あり▽競合他社との採用競争の対策、１位は「迅速な採用決裁」。

この結果について同社は「Ｓｏ-Ｍｄ活用は、もはや珍しいことではなく、1割の担当者がこれを元に不採用にしたことがあるなど、活用効果も出ている」とコメントしている。特に重視されるのは、競合他社との採用競争の対策で企業規模に関係なく「迅速な採用決裁」が１位。

２位に「転職市場に出ていない人材へのアプローチ」も高い数値を示した。企業規模では中小が、この層へのアプローチノウハウを持っているかどうかが、採用の成否に影響しそうだ。

税務会計

消費増税法案が衆院通過、参院へ
所得・相続税増税は来年度改正で

消費増税を中心とする社会保障・税一体改革関連８法案は６月26日午後、衆院本会議で賛成多数で可決し、同日参院に送付された。今国会は９月８日まで延長されており、参院でも早ければ８月上旬には成立する見通し。この結果、消費税率は、2014年４月に８％、15年10月に10%と２段階で引き上げられることになる。

税一体改革関連法案は、民主、自民、公明の３党が修正に合意したことを受けて６月22日に国会に提出されたものだが、当初法案に盛られていた所得税・相続税増税、贈与税の見直しなどを規定した租税特別措置法については、法案から削除し、2013年度税制改正において議論する旨の規定が附則に設けられた。消費税率引上げ時の低所得者対策では、簡素な給付措置について「消費税率が８％となる時期から低所得者に配慮する給付付き税額控除及び複数税率の検討結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的・臨時的な措置として実施する」との条文だが、その実施が、消費税率の８％への引上げの条件であることが民自公３党の協議で確認されている。

なお、修正案の協議における民自公の３党の合意では、(1)住宅の取得は、2013年度以降の税制改正及び予算編成の過程で総合的に検討を行い、消費税率の８％・10%への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施する、(2)自動車取得税及び自動車重量税は、抜本的な見直しを行うこととし、消費税率の８％への引上げ時までに結論を得ること、などが確認されている。

今週のキーワード	
ソーシャルメディア	インターネットを通じてコミュニケーション、情報を交換するメディアと定義され、sns、mixi、bbsなど20数種ある。新聞・雑誌、テレビ・映画・ラジオと異なるITメディア。アカウントとは、利用者識別のためのIDで、採用担当者などはその企業の公式アカウントを保有し運用するが、中小では担当者不足に悩む。調査結果は「ソーシャルリクルーティング白書2012」完全版としてネットで公開。調査対象は約3000社の人事、採用関係者。調査は今年5月10日～31日、回答数187社。